

令和元年12月17日

〒173-0021
東京都板橋区弥生町77-3
株式会社アニメイト 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤厚美
TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

再度の申入れ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、当法人からの申入れに対し、令和元年11月11日付「再申入書に対する回答」にてご回答をいただくとともに、申し入れを踏まえ、貴社のご利用規約（以下「本規約」といいます。）の一部について変更に応じていただき、ありがとうございました。

もともと、貴社の回答を精査したところ、消費者保護の観点から、再検討いただく必要があるとの結論に至りました。

つきましては、別紙のとおり改めて申入れをいたしますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和2年1月17日までに上記連絡宛てに、書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当法人ウェブサイトその他適宜の方法により公表することがありますので、その旨申し添えます。

敬具

再申入事項 (損害賠償責任の免除条項(本規約8条3項)について)

1 対象条項の内容

第8条 免責事項

1～2 (略)

3.本条前二項の規定に基づき、利用者はご自身の責任において本サイトを利用するものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因して問題が発生した場合はこの限りではありません。

2 再申入れの理由

(1) 貴社は、前回と同様に、本規約8条3項(以下「本条項」といいます。)は、「債務不履行又は不法行為による損害賠償請求の全部を免除する趣旨ではない」として、修正に応じられないとの回答をされました。

(2) 本条項は、本文で、「利用者はご自身の責任において」として、貴社の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を全て免除したうえで、ただし書きで、貴社の故意又は重過失の場合だけを除外しているため、貴社の軽過失の場合には、同責任の全部が免除されたままになるという構造になっています。

したがって、本条項は、貴社の軽過失の場合の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を全部免除する内容であるため、消費者契約法(以下「消契法」といいます。)8条1項1号又は3号により無効となることを、今一度ご確認いただきますようお願いいたします(下記表及び別紙参照)。

■ 消契法8条1項1号～4号の内容

	事業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任	
	一部免除条項	全部免除条項
事業者の軽過失	有効(※)	無効(消契法8 I ①・③)
事業者の重過失・故意	無効(消契法8 I ②・④)	無効(消契法8 I ①・③)

※ただし、別途、消契法10条により無効となることがあり得る

(3) もし、貴社が、本条項を貴社の軽過失の場合の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を全部免除する条項とする趣旨ではないのであれば、本条項の内容と貴社の意向には齟齬が生じています。

事業者が消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費

者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮するよう努める義務があります(消契法3条1項1号)。

したがって、本条項を軽過失の場合の責任全部免除条項とする趣旨ではないのであれば、本条項の解釈についても、疑義が生じないよう、貴社の意向に合う内容に修正してください。

3 結語

以上のとおり、本条項は、貴社の軽過失の場合の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を全部免除する内容になっているため、消契法8条1項1号又は3号により無効となります。

したがって、本条項を削除するか、又は、本条項ただし書き中の「重過失」を「過失」に修正してください。

また、万が一、本申入れにもかかわらず、貴社が本条項を削除又は修正しない旨の回答を維持されるのであれば、本条項ただし書きで「軽過失」を除外している理由及び貴社の軽過失の場合の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任についてのお考えを明らかにしてください。

以 上